

## 当初の認定申請手数料

1戸あたりの手数料の金額（単位：円）

住棟の総戸数	新築住宅		既存住宅の増改築 又は建築行為なし		新築住宅		既存住宅の増改築	
	法第5条1項又は 第2項の認定申請 (注文住宅等)		法第5条第1項 又は第2項又は第 5項又は第6項又は 第7項の認定申請 (注文住宅等)		法第5条3項又は 第4項の認定申請 (分譲事業者単独の 申請)		法第5条3項又は 第4項の認定申請 (分譲事業者単独の 申請)	
	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】
一戸建ての住宅	13,500	50,900	20,300	76,400	10,500	47,900	15,800	71,900
2戸～5戸	4,900	24,000	7,400	36,000	3,900	23,000	5,900	34,500
6戸～10戸	4,100	19,200	6,100	28,800	3,300	18,400	5,000	27,600
11戸～25戸	2,700	15,100	4,100	22,700	2,100	14,500	3,200	21,800
26戸～50戸	2,200	13,600	3,300	20,400	1,800	13,200	2,700	19,800
51戸～100戸	1,600	11,600	2,500	17,500	1,400	11,400	2,100	17,100
101戸～200戸	1,400	10,800	2,100	16,200	1,200	10,500	1,800	15,800
201戸～300戸	1,200	10,300	1,800	15,400	1,000	10,100	1,500	15,100
301戸以上	1,000	9,400	1,500	14,200	800	9,200	1,200	13,900

※審査区分【ア】は、あらかじめ申請者が登録住宅性能評価機関の審査を経て、確認書を取得後（又は、住宅性能評価と併せて長期使用構造等であることの確認を一体申請し、住宅性能評価書を取得後）、伊賀市へ認定申請する場合。

※審査区分【イ】は、申請者が直接伊賀市へ認定申請する場合

## 長期使用構造等の変更に係る認定申請手数料

法第8条第1条の変更認定申請(長期使用構造等の変更を含む場合)の手数料は以下の区分に応じた手数料が必要となります。

1戸あたりの手数料の金額 (単位:円)

住棟の総戸数	新築住宅		既存住宅の増改築 又は建築行為なし		新築住宅		既存住宅の増改築	
	法第5条第1項又は第2項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを含む。)		法第5条第1項から第7項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを含む。)		法第5条第3項又は第4項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを除く。)		法第5条第3項又は第4項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを除く。)	
	審査区分【ア】	審査区分【イ】	審査区分【ア】	審査区分【イ】	審査区分【ア】	審査区分【イ】	審査区分【ア】	審査区分【イ】
一戸建ての住宅	7,300	26,000	10,700	38,700	5,800	24,400	8,400	36,400
2戸～5戸	2,500	12,100	3,800	18,100	2,000	11,600	3,000	17,300
6戸～10戸	2,100	9,600	3,100	14,400	1,700	9,200	2,500	13,800
11戸～25戸	1,300	7,600	2,000	11,400	1,000	7,300	1,600	10,900
26戸～50戸	1,100	6,800	1,600	10,200	900	6,600	1,300	9,900
51戸～100戸	800	5,800	1,200	8,700	700	5,700	1,000	8,500
101戸～200戸	700	5,400	1,000	8,100	600	5,200	900	7,900
201戸～300戸	600	5,100	900	7,700	500	5,000	700	7,500
301戸以上	500	4,700	700	7,100	400	4,600	600	6,900

※審査区分【ア】は、あらかじめ申請者が登録住宅性能評価機関の審査を経て、確認書を取得後（又は、住宅性能評価と併せて長期使用構造等であることの確認を一体申請し、住宅性能評価書を取得後）、伊賀市へ認定申請する場合。

※審査区分【イ】は、申請者が直接伊賀市へ認定申請する場合

## 長期使用構造等以外の変更に係る認定申請手数料

法第8条第1条の変更認定申請(長期使用構造等以外)の手数料は以下の区分に応じた手数料が必要となります。(法第9条第1項又は第3項の変更申請を除く。)

1戸あたりの手数料の金額(単位:円)

住棟の総戸数	新築住宅	既存住宅の増改築 又は建築行為なし	新築住宅	既存住宅の増改築
	法第5条第1項から第4項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを含む。)	法第5条第1項から第7項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを含む。)	法第5条第3項又は第4項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを除く。)	法第5条第3項又は第4項の認定後の計画変更申請(法第5条第3項又は第4項認定後、法第9条の譲受人決定等の変更認定を受けたものを除く。)
一戸建ての住宅	7,300	10,700	5,800	8,400
2戸～5戸	2,500	3,800	2,000	3,000
6戸～10戸	2,100	3,100	1,700	2,500
11戸～25戸	1,300	2,000	1,000	1,600
26戸～50戸	1,100	1,600	900	1,300
51戸～100戸	800	1,200	700	1,000
101戸～200戸	700	1,000	600	900
201戸～300戸	600	900	500	700
301戸以上	500	700	400	600

## 譲受人決定等に係る変更の認定申請及び地位承継の承継申請手数料

法第9条第1項又は第3項に基づく譲受人が決定した時等の変更認定申請手数料及び

法第10条に基づく地位の承継の承継申請手数料は以下のとおりです。

1戸あたりの手数料の金額（単位：円）

住棟の総戸数	新築住宅		既存住宅の増改築	
	法第9条第1項又は第3項の変更申請 (譲受人決定時等)	法第10条の承認申請 (地位承継の承認)	法第9条第1項又は第3項の変更申請 (譲受人決定時等)	法第10条の承認申請 (地位承継の承認)
一戸建ての住宅	6,000	3,000	8,000	3,000
2戸～5戸	2,000	1,000	2,600	1,000
6戸～10戸	1,500	800	2,000	800
11戸～25戸	1,000	400	1,400	400
26戸～50戸	800	400	1,000	400
51戸～100戸	500	300	700	300
101戸～200戸	500	200	600	200
201戸～300戸	400	200	500	200
301戸以上	300	100	400	100